

仕 様 書

1 業務名

保育園等職員健康診断業務（単価契約）

2 業務内容

- (1) 内科診察及び血圧測定（診断書含む）
- (2) 身体計測（身長・体重・腹囲・肥満指数・BMI）
- (3) 眼科検査（視力）
- (4) 聴力検査（1,000Hz・4,000Hz）
- (5) 尿検査（糖・蛋白・ウロビリノーゲン）
- (6) 胸部X線
- (7) 検便（腸内細菌検査）

3 検査対象者

広島市公立保育園・認定こども園で雇用する職員
（保育士・調理員・事務員・看護師）

4 検査項目

- (1) 新規雇用職員 内科診察及び血圧測定、胸部X線
※必要に応じて、検便（腸内細菌検査）を行う。
- (2) 継続雇用職員 内科診察及び血圧測定、身体計測、眼科検査、聴力検査、
尿検査、胸部X線
※必要に応じて、検便（腸内細菌検査）を行う。

5 受診予定人数

(1) 内科診察及び血圧測定（診断書含む）	555人
(2) 身体計測（身長・体重・腹囲・肥満指数・BMI）	300人
(3) 眼科検査（視力）	300人
(4) 聴力検査（1,000Hz・4,000Hz）	300人
(5) 尿検査（糖・蛋白・ウロビリノーゲン）	300人
(6) 胸部X線	555人
(7) 検便（腸内細菌検査）	105人

6 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7 実施場所

広島市内の受注者の医療機関

8 受診日の決定方法等

受診日ならびに各受診日の人数を受注者と幼保企画課とで協議し決定する。幼保企画課は受診者に受診日を通知するとともに、原則、各受診日の5日前までに対象者リスト（受診者氏名・検査項目）を受注者に提供する。

なお、受診日及び受診人数の変更、キャンセルは可能とする。

9 検査方法等

(1) 内科診察

聴診・打診・既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査を行うこと。

(2) 血圧測定

(3) 身体計測(身長・体重・腹囲・肥満指数・BMI)

(4) 眼科検査(視力)

(5) 聴力検査(1,000Hz・4,000Hz)

(6) 尿検査(糖・蛋白・ウロビリノーゲン)

(7) 胸部X線

ア 胸部X線撮影は、十分な経験を有する放射線技師が行うこと。なお、撮影部位は胸部の疾病を発見するのに必要な最小範囲にすること。

イ 読影及び判定は、十分な経験を有する医師が行い、読影は胸部及び心臓について行うこと。

(8) 検便(腸内細菌検査)

ア 検査は、腸内細菌(赤痢・サルモネラ・腸チフス・パラチフス・O-157)について行うこと。

イ 検査に使用する容器を事前に幼保企画課に納品すること。また、受診予定者が直接受注者医療機関にて受け取ることも可能とすること。

(9) (1)～(8)について、精密検査の必要性について判定すること。

10 検査結果等

(1) 受注者は、検査結果について直接受診者に説明するとともに、速やかに発注者に通知すること。様式は、受診項目・精密検査の要否が分かるものであれば、受注者医療機関において通常使用するものでよい。

(2) 検便結果については、その他の検査項目とは別に後日通知することを可能とする。

(3) 精密検査が必要な判定の場合は、直ちに幼保企画課に電話連絡をすること。

11 委託業務実施報告書

受注者は、1ヶ月分を単位とし、発注者の定める様式で委託業務報告書を作成し、翌月10日までに幼保企画課に提出すること。なお、3月分については31日までに報告すること。

12 請求

(1) 委託料は、所定の様式により1ヶ月ごとに幼保企画課に請求すること。発注者は受注者の請求に基づき、請求日から起算して30日以内に支払うものとする。

(2) 1ヶ月ごとの委託料は、各契約単価にそれぞれの受診者数を乗じ、それらを合計した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその金額を切り捨てた額)を請求する。

13 その他

受診予定人数については、見込み人数であり、令和8年度の実施人数を保障するものではない。

本仕様書に定めのない事柄または内容に疑義が生じた場合は、その都度幼保企画課と協議のうえ決定する。